二十二　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十六条第二項から第五項までに規定する業務に関する事項

二十三～二十七　［略］

第二条～第十四条　［略］

（その役員及び職員が養成及び研修の対象となる法人）

第十五条　機構法第十五条第一項第二号の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　下請中小企業振興法第二十三条に規定する下請企業振興協会

六　［略］

第十六条　［略］

（区分経理の方法）

第十七条　［略］

2　［略］

3　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十六号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

4　中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十七号に掲げる業務に関する取引を経理する基金経理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する倒産防止共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

二十一　機構法第十五条第一項第二十三号に規定する中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十五条第二項、第三項及び第四項に規定する業務に関する事項

二十二～二十六　［略］

第二条～第十四条　［略］

（その役員及び職員が養成及び研修の対象となる法人）

第十五条　機構法第十五条第一項第二号の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四　［略］

五　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十五条に規定する下請企業振興協会

六　［略］

第十六条　［略］

（区分経理の方法）

第十七条　［略］

2　［略］

3　小規模企業共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十七号に掲げる業務に関する取引を経理する給付経理、機構法第十五条第二項第八号に掲げる業務に関する取引を経理する融資経理及び機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第四号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する小規模共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

4　中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として、機構法第十五条第一項第十八号に掲げる業務に関する取引を経理する基金経理並びに機構法第六条第一項及び第二項の規定に基づき政府が出資した資本金であって機構法第十八条第一項第五号に掲げる業務に係るものに関する取引及びその他の取引を経理する倒産防止共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

第十八条～第二十五条　［略］

（施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準）

第二十六条　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準については、次のとおりとする。

一　［略］

二　承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が中小企業等経営強化法第二条第五項に規定する特定事業者（同条第一項に規定する中小企業者及び同条第二項第二号に規定する一般社団法人に該当するものに限る。以下この条及び第三十条において同じ。）であること。

三　特定事業者が、承認経営革新計画に従って共同で経営革新のための事業を行うために必要な施設を整備するものであること。

四　［略］

（施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準）

第二十七条　施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　下請中小企業振興法第五条第一項に規定する下請事業者等が同項に規定する団体である場合には、承認計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が当該団体の構成員である下請事業者であること。

三　下請事業者等が、承認計画に従って共同で振興事業を行うために必要な施設を整備するものであること。

四　［略］

第二十七条の二～第二十九条　［略］

係るものに関する取引及びその他の取引を経理する倒産防止共済業務等経理の各経理単位に区分しなければならない。

第十八条～第二十五条　［略］

（施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準）

第二十六条　施行令第三条第一項第一号イの経済産業省令で定める基準については、次のとおりとする。

一　［略］

二　承認経営革新計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する中小企業者及び組合等であること。

三　中小企業者及び組合等が、承認経営革新計画に従って共同で経営革新のための事業を行うために必要な施設を整備するものであること。

四　［略］

（施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準）

第二十七条　施行令第三条第一項第一号ロの経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　［略］

二　承認計画に従って共同で事業を行う者の三分の二以上が下請中小企業振興法第五条第一項に規定する特定下請組合等の構成員である下請事業者であること。

三　特定下請組合等が、承認計画に従って共同で振興事業を行うために必要な施設を整備するものであること。

四　［略］

第二十七条の二～第二十九条　［略］